

令和2年5月1日

都道府県旅行業担当課長 殿

観光庁参事官（旅行振興）

緊急経済対策における税制上の措置等に関する周知について

各都道府県観光所管部署におかれましては、昨今の新型コロナウイルス感染症にかかる種々のご対応につきまして、ご理解・ご協力頂き感謝申し上げます。

さて、令和2年4月30日に「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」（令和2年法律第25号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第26号）が成立、同日施行され、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置等（別紙参照）を講ずることとなりました。

これに関連して、国税庁、総務省、厚生労働省より、別添のとおり、当該措置に関する周知依頼がありました。

つきましては、貴都道府県登録の旅行業者等に対するご周知方よろしくお願い申し上げます。

●国税に関する措置

（国税庁ホームページ）

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/keizaitaisaku/index.htm>

トップページ > 新型コロナウイルス感染症に関する対応等について

> 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置

●地方税に関する措置。

（総務省ホームページ）

https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000399.html

トップページ > 新型コロナウイルス感染症対策関連 > 地方行財政

> 地方税制

●社会保険料に関する措置

（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10925.html

トップページ > 社会保険料の納付等について

(別紙) 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置等の一覧

(国税関係)

- ・納税の猶予制度の特例
- ・欠損金の繰戻しによる還付の特例
- ・テレワーク等のための中小企業の設備投資税制
- ・文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した観客等への寄附金控除の適用
- ・住宅ローン控除の適用要件の弾力化
- ・消費税の課税選択の変更に係る特例
- ・特別貸付けに係る契約書の印紙税の非課税

(地方税関係)

- ・徴収の猶予制度の特例
- ・中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置
- ・生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長
- ・自動車税・軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長
- ・住宅ローン控除の適用要件の弾力化に係る対応
- ・耐震改修した住宅に係る不動産取得税の特例措置の適用要件の弾力化
- ・イベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した者への寄附金控除の適用に係る対応

(社会保険料関係)

- ・厚生年金保険料等の納付猶予の特例
- ・労働保険料等の納付猶予の特例

事務連絡
令和2年5月1日

各局等新型コロナウイルス感染症対策担当課長 各位

大臣官房危機管理官

緊急経済対策における税制上の措置等に関する周知について
(依頼)

標記について、別紙のとおり国税庁、総務省、厚生労働省より周知要請がありましたので、各局等におかれましては、所管事業者・関係団体等に対し周知願います。

(別紙) 緊急経済対策における税制上の措置等に関する周知について
(令和2年5月1日付国税庁・総務省・厚生労働省)

令和2年5月1日

国土交通省 御中

国 税 庁
総 務 省
厚生労働省

緊急経済対策における税制上の措置等に関する周知について

平素より税務行政・厚生労働行政に深いご理解と多大なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、令和2年4月7日に閣議決定され、4月20日にその変更が閣議決定された「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」における税制上の措置等に関しましては、令和2年4月30日に「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」（令和2年法律第25号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第26号）が成立、同日施行されました。これにより、国税・地方税における各措置のほか、社会保険料についても納付猶予の特例が創設されたところです。

今般、国税庁、総務省、厚生労働省では、当該法律により措置された内容を周知するため、各ホームページに関連ページを設けており、「納税の猶予制度の特例」、「厚生年金保険料等の猶予制度について」等に関する資料を更新し、各特例に関する申請書や手続関係を掲載いたしました。

つきましては、貴省（庁）におかれましては、ホームページ・広報誌への掲載、窓口への設置などを通じて広く周知広報いただくようお願いします。また、所管団体等の皆様に対してもこの旨をご連絡いただくようお願いいたします。

●国税に関する措置

（国税庁ホームページ）

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/keizaitaisaku/index.htm>

トップページ > 新型コロナウイルス感染症に関する対応等について

> 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置

（国税に関する問合せ先）
国税庁長官官房総務課
Tel.03-3581-4161（甲斐荘・原岡）

●地方税に関する措置

（総務省ホームページ）

https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000399.html

トップページ > 新型コロナウイルス感染症対策関連 > 地方行財政 > 地方税制

（地方税に関する問合せ先）
総務省自治税務局企画課
Tel.03-5253-5658（西村・金谷）

●社会保険料に関する措置

（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10925.html

トップページ > 社会保険料の納付等について

（社会保険料に関する問合せ先）
厚生労働省政策統括室
Tel.03-3595-2159（阿部・吉澤）